

行政事業レビューシート（法務省）							
予算事業名		留置施設の維持管理に係る実費償還		事業開始年度	—	作成責任者	
担当部局庁		矯正局		担当課室	総務課	西田 博	
会計区分		一般会計		上位政策	矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施		
根拠法令 （具体的な条項も記載）		警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律（明治35年法律第11号）		関係する計画、通知等			
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		拘置所等の刑事施設に収容されるべき被疑者・被告人が、各都道府県の警察官署に設置されている留置施設に勾留された場合に、その者の収容に必要な食糧の確保や消耗品等の諸費用など、警察官署で支出した経費の実費を国が償還することを目的としている。					
事業概要 （5行程度以内。別添可）		被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には、「警察署内ノ留置場ニ拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用ニ関スル法律」（明治35年2月27日 法律第11号）に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。					
実施状況		平成21年度は、各都道府県に対し、勾留者1人1日あたりの単価1,536円に償還人員を乗じた総額額6,292,236,236円を支出している。					
予算の状況 （単位:百万円）			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
		予算額（補正後）	6,916	6,518	6,292	6,150	5,645
		執行額	6,402	6,119	6,292		
		執行率	92.6%	93.9%	100.0%		
		総事業費（執行ベース）	6,402	6,119	6,292		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	各都道府県警察本部が所轄の留置施設に収容された刑事被告人等の勾留人員を毎月集計し、各都道府県に所在する刑務所若しくは拘置所に所要額を請求し、各刑事施設において支出している。					
	見直しの余地	拘置所等の刑事施設に収容することに代えて、警察官署の留置施設に勾留された者の収容業務に係る実費を償還するものであり、勾留者1人あたりの単価については、都道府県と協議の余地がある。					
予算・監視・効率化	現状のまま （実費償還費用の縮減は困難であると思われるが、都道府県との費用縮減に向けた協議を継続して実施すること。）						
補記							

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

法務省（矯正局）

6,292百万円

〔「警察署内ノ留置場ニ拘禁又は留置セラルル物ノ費用ニ関スル法律」に基づき、都道府県警察に対して実費弁償するための予算を地方に配分〕



A. 矯正施設（52庁）

6,292百万円

〔刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者の食糧等に要する経費の償還〕



B. 東京都ほか

6,292百万円

〔刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置された者の食糧等に要する経費の償還〕

(B 別 紙)

契約の種類	支 出 先	主な契約内容	金額(百万円)
-	東京都	留置施設の維持管理費経費	906
-	大阪府	留置施設の維持管理費経費	480
-	神奈川県	留置施設の維持管理費経費	433
-	埼玉県	留置施設の維持管理費経費	406
-	愛知県	留置施設の維持管理費経費	363
-	千葉県	留置施設の維持管理費経費	346
-	福岡県	留置施設の維持管理費経費	256
-	兵庫県	留置施設の維持管理費経費	228
-	静岡県	留置施設の維持管理費経費	204
-	茨城県	留置施設の維持管理費経費	154

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の
 金額が支出されている者につ
 いて記載する。
 使途と費目の
 双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.			E.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
-	各会計機関への予算配分	906			
計		906	計		0
B.東京都			F.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
その他	償還人員に基づく実費弁償金	906			
計		906	計		0
C.			G.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
計		0	計		0